

角田 時第一部長答弁

第一類第三号 法務委員会議録第十八号 昭和五十六年六月三日

ちて集团的自衛権を云々する状況にあるということとすね、あなたの答弁は。

○夏目政府委員 日米安保条約があるという意味において、おっしゃる通りだと思います。

○福葉委員 そこで、一体この自衛と密接な関係にある国ということで集团的自衛権というものを考える場合、条件はそれだけですか。自衛と密接な関係にある外国における武力攻撃、これだけが条件ですか。その国に攻撃を受けることが日本の国家の存立その他に関係があるということになれば、それも密接な関係にあるということが言える、こういうことでしょう。理解は。だから、必ずしも地域的な問題——密接というのは地域的な問題も重要ではあるけれども、それには限らない、こういうことと承ってよろしいですか。

○夏目政府委員 当然地理的な関係のみならず、いわゆる条約上の関係であるとか政治体制の問題とかいろいろな協力関係、いろいろな意味での密接な関係というふうな立場にある国というふうな御理解いただきたいと思います。

○福葉委員 そうすると、日本が国際法上集团的自衛権を持っていると言っているのです、主権国家だから。これはわかりました。日本は主権国家だから、国際法上のみならず国内法上も集团的自衛権を持っているのですか。そこら辺が非常にあいまいなんです、この答弁は。それを私は聞いたんですけれども、答えてないわけですね。いいですか。問題はどういうことかという、おわかり願えるでしょうか。まず、国際法上日本が集团的自衛権を持っているというのはいくつかの意味なんです。そこら辺はどういう具体的な問題が出てくるのですか。

○角田(總)政府委員 先ほども申し上げましたように、集团的自衛権の概念というのは、国連憲章五十一条によって確認されたものだと思います。恐らくその国連憲章五十一条でそういう集团的自衛権の概念というものを確立したのは、やはりいわゆる戦争というものが一般的に違法視さ

れ、その中においても、自衛が侵略を受けたときこれを個別的自衛権をもって反撃をするということ、少なくともこれは固有の国家の権能として何人も疑い得ないところだと思います。

ところが、御承知のように、国連憲章のできる前からいろいろな地域的な取り決めがあって、共同防衛という形ができていたわけですね。それを何らかの形で国連憲章上認めようというところから、集团的自衛権という概念がそこへ出てきたのだ。そういう意味では、本来の意味の自衛権ではございませぬけれども、いわば主権国家として、すべての国は個別的自衛権と集团的自衛権とを持つということが確認されたわけで、わが国も国連に加盟するときに、平和条約によって独立を回復し、さらに国連加盟によってそういう点が世界のほかの国々と同じように主権国家としてそれを持った、こういうことになると思っています。その点は御容認願えると思えます。

ところが、それにもかかわらず、わが憲法というのは世界のどこにもない憲法でございまして、それは憲法九条の解釈として、自衛権というものは政府がたびたび申し上げているように持っているわけではございませぬけれども、その自衛権というものはあくまで必要最小限度と申しますか、わが国が外国からの武力攻撃によって国民の生命と自由とかそういうものが危なくなつた場合、そういう急迫不正の事態に対処してそういう国民の権利を守るための全くやむを得ない必要最小限度のものとしてしか認められない、こういうのが私どもの解釈でございまして。

そうなりますと、国際法上は集团的自衛権の権利は持つておりますけれども、それを突撃に行使することは憲法の規定によって禁止されている。つまり、必要最小限度の枠を超えては、と申す。つまり、必要最小限度の枠を超えては、と申す。つまり、必要最小限度の枠を超えては、と申す。

○福葉委員 いまの説明の後半は、これは何回も言われていることであって、わかっているのです。私の聞いているのは、国際法上集团的自衛権を日本も主権国家である以上持つていくという話、これをいかにあきらめの話、それならば、同時に国内法上も集团的自衛権を持つていくか、この聞いていますね。そうしたら、あなたはいま最初の段階で持つていくと答えられたのじゃないですか。いいですか、そこをひとつ確かめますか。

○角田(總)政府委員 それは言葉の問題だと思えますけれども、もともと集团的自衛権というのは国際法上の概念でございまして、独立国家としてそれは持つておりますけれども、結局集团的自衛権は憲法によって行使することができないわけではございませぬから、それは国内法上は持つていないと言つても結論的には同じだと思えます。

○福葉委員 そこをあなたの方では、私から言わせれば答弁でございましておさるのです。これは憲法で禁止されておるかどうか、初めに聞いておるので、だから私の言うのは、国際法上という概念がどうもはっきりしないところがあるけれども、集团的自衛権というものは、主権国家である以上、国際法上も国内法上も持つておるのだ。そこが第一です。持つておるけれども、憲法によってその行使が禁止されておるのだ、こういうことならば、私も了解するのです。そういうこととでしよう。

○角田(總)政府委員 ちょっと別の例で申し上げて恐縮でございませぬが、いわゆる個別的自衛権、こういうものをわが国が国際法上も持つておる、それから憲法の上でも持つておるということ、御承認願えると思えます。

ところが、個別的自衛権についても、その行使の態様については、わが国におきましては、たとえは海外派兵はできないとか、それからその行使に当たっても必要最小限度というように、一般的に世界で認められているような、ほかの国が認め

つと狭い範囲に限られておるわけですね。そういう意味では、個別的自衛権は持つておるけれども、非常に幅が狭いということをお断り願えると思えます。

ところが、集团的自衛権につきましては、全然行使できないわけではございませぬから、ゼロでございませぬ。ですから、持つておると言つても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかないわけではございませぬ。したがって、個別的自衛権と集团的自衛権との比較において、集团的自衛権は一切行使できないという意味において、持つておるということが同じだということをお断り願うわけでございませぬ。

○福葉委員 それは概念的な議論になるかも知れませんが、持つておるということが前提になつて、初めて行使できないという議論が出てくるんです。それはあたりまえの話でしよう。だから、国際法上も国内法上も、主権国家たる日本は集团的自衛権を持つておるのだ。持つておるけれども憲法によって行使できないのだ、ということ、理論的に違つておるわけですか。そこを少しだけ、私は尋ねておるわけですね。それならさういふふうにお答えください。私の言うとおりの、結論は実際には同じになるかも知れぬけれども、理論的には違つておるのだ、ということをお断り願うわけでございませぬ。

○角田(總)政府委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

○福葉委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

○角田(總)政府委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

○福葉委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

○角田(總)政府委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

○福葉委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

○角田(總)政府委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

○福葉委員 私どもは、集团的自衛権を確かに持つておる、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思っています。しかし、私どもの立場から見ると、集团的自衛権というものは全く行使できないわけではございませぬから、それを国内法上持つておると言つても全く概念的な議論なんです。そういう意味において、御承知のとおり、それがありませんので、私どもは集团的自衛権は行使できない、それはあたかも持つていないと同じでございませぬ。個別的自衛権の場合と同じように持つておるけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違つておることを

実は強調したいわけでございます。
○稲葉委員 ところで、外国に対する武力攻撃があるわけですね。それがひいては日本なら日本の安全に、直接じゃないですよ、間接に影響がある、こういうふうになつてきた場合には、集団的自衛権といふものは一体どういふふうになるのですか。あるのですか、ないのですか。それが一つ。それから、直接の攻撃だ間接の攻撃だといふふうなことを、一体だれがどのようにして判断するのですか。

○角田(總)政府委員 外国に対する武力攻撃がたとえ間接的にわが国の安全を害するといふような場合に、わが国がその行使を禁じられている集団的自衛権との関係がどうなるか、こういう御質問だろうと思つてます。私どもは、間接にわが国の安全が害されるようなときにもわが国は自衛権を行使することはできない。つまり、そういうものは当然集団的自衛権の範囲として行使しなければいけないから、わが国としてはそういうものは行使できない、こういうふうな考えをしております。

○稲葉委員 私の言うのは、外国に対する攻撃を直接自分の国が攻撃されているといふふうに考える場合には、それは個別的自衛権の問題になるわけですから、直接とか間接とかいふのはだれがどのようにして判断するのですかということですが、間接だと言つてゐるものも、だんだん広がつてくれれば直接の範囲に入つてくるんじゃないですか。結局、集団的自衛権だと言つてゐるものが、その範囲がだんだん直接の範囲に入つてくるものが出てくるんじゃないですか。両方がオーバーラップしてくる、そういうことが考えられるのじゃないですか。だから、いわゆる他衛、他を守るということとは自衛だといふふうになつてくるのじゃないですか。日本に近いある国が攻撃されたと、その国を守るといふことは直接日本を守るということにも関係してくるのだと考える場合もあるし、あるいは間接と考える場合もある。では直接、間接とはだれがどういふふうにか考へるかといふことになつてくれば、両方がオーバーラップし

てきますから、間接だと考へてゐるものも直接だといふふうにか考へれば考へられるんじゃないですか。そういうことを言つてゐるわけですよ。

○角田(總)政府委員 わが国の自衛権を發動する要件が備わつてゐるかどうかということとは、わが国自身が判断する問題だと思つてます。ただ、その判断をする場合に、いま御指摘になつたような間接的に攻撃を受けてゐるとか、間接的に安全が害されてゐるとか、そういうふうなことはわが国の自衛権の發動の要件にはならないといふことははっきり申し上げておきます。

○稲葉委員 間接的に攻撃を受けてゐる場合にならぬのはあたりまえでしょう。間接的といふのを直接的といふふうにか考へる場合だつて、状況の進展によつてはあるのじゃないですか。日本に近接したある国が受けてゐる場合に、それは間接的だからだめだといふのじゃないかと、日本の運命にかかわつてくるということになれば、日本が直接受けてゐると同じことになつてくれば、そこで自衛権の發動のと同じことは当然考へられてくるのじゃないですか。

○角田(總)政府委員 運命にかかわりあるといふようなことではわが国の個別的自衛権は發動できない。あくまでわが国に対する直接の攻撃がある場合に限り、こういうふうにか申し上げておきます。

○稲葉委員 そうすると、自衛権の行使の条件ですね。それは、日本の場合でも、開始するときに行使の条件が整つておれば、開始した後は整つていなくてもいいわけですか。不戦条約の場合にはたしかそういう考へ方でしたわ。そこどころはどうなるのですか。

○角田(總)政府委員 自衛権行使の要件として、前々からいふゆる三要件といふものを申し上げておきます。これは、開始の要件といふか發動の要件と、發動した後の実際の行使の要件と両方を含んで三要件、たとえば第三の必要最小限度の範囲にとどまらなければいけないといふのは、發動した後の行使の態様についても適用される要件

だと思つてます。

○稲葉委員 そういふ中で私がどうもよくわからぬのは、これは前に私の質問主意書にも入れておいたのですが、昭和四十七年五月十二日の参議院内閣委員会、大分古いことなのであれですが、この中でいろいろな問題があるのです。これは真田さんが答へたことで、真田さんはいま亡くなられましたからあれもわかりませんが、その中で、たとへばこういうふうのがあるのです。これは十九ページのところですか。「かりにわが国が集団的自衛権の行使といふことを行なつても、外国はわが国を以て国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだといふべき立場にはないといふことだらうと思つてます。」こういう答弁があるのです。これがまた私はよくわからないので、どういふことを言つてゐるのかよくわからぬ。か、また、なぜこういうことを言ひ必要があつたのか、これもわからない。

○角田(總)政府委員 これは稲葉委員の質問主意書に対する答弁の八と九のところでお答えをいたしておりますけれども、結局、国際法上わが国が主権国家として集団的自衛権を有していることは間違いないといふ、いわば国際法の解釈をポイントに置いて、それを御説明したいといふ気持ちで答弁したんだらうと思つてます。したが、いまして、「かりに」といふようなことで何かわが国の集団的自衛権の行使をやり得る余地があるような意味でお答えしたわけではなくて、全く純粹に理論的に、国際法的な面の理論を強調したということだらうと思つてます。

○稲葉委員 だらうと思つてますといふことだが、真田さんが亡くなられてしまつたからわかりませぬけれども、なぜこういうことを言ひ必要があるのですか。わが国が集団的自衛権の行使を状況によつては行ふことができるんだといふふうにか考へるとは考へるのです。だからこういう答弁が出てくるのだと私は思つてます。

○稲葉委員 だらうと思つてますといふことだが、真田さんが亡くなられてしまつたからわかりませぬけれども、なぜこういうことを言ひ必要があるのですか。わが国が集団的自衛権の行使を状況によつては行ふことができるんだといふふうにか考へるとは考へるのです。だからこういう答弁が出てくるのだと私は思つてます。

自衛権は限定された態様で發動できるというだけのことと考へますから、これはあたりまえの話ですね。「韓国に対する脅威が、危害がありましても、これは直ちにわが国の自衛権が發動することになるとは毛頭考へておけません。」直ちに」といふ言葉がここに入つてゐるのです。これは日本語として読めば、直ちに發動することにならぬけれども、場合によつては、将来においては發動することがあり得ると解釈できるんじゃないですか。私はそういうふうにか読みましたかね。

どうも法制局は違つた方向に理屈をくつつけて解釈してゐるのだと思つけれども、「韓国に対する脅威が、危害がありましても、これは直ちにわが国の自衛権が發動することになるとは毛頭考へておけません。」直ちに考へていなければ、進展によつては考へられる、常識的日本語で言うところのいふ答えじゃないですか。これはどうなんですか。

○角田(總)政府委員 どうも私からお答えしにくいのですが、「直ちに」といふのは、確かにそういう日本語の使い方もあることは私も認めるを得ませんけれども、もしも、答弁の本旨としては、いわゆる朝鮮有事といふ、答弁の本旨としては、わが国の自衛権の要件になるような疑問といふか議論があるのに対して、即なるといふような考へ方は全く私どもはとっておりません。そういう意味で「直ちに」といふ言葉を使つたんだらうと思つてます。現にそのことは、速記録で言いますと一ページ前で、第三国に対する攻撃はわが国の自衛権の發動の要件にはなりませんといふことをお聞き上げてゐるわけでございます。そういうものを受けて、いま御引用になりました答弁の前にも、「わが国に対する武力攻撃があつた場合に日本の個別的自衛権は限定された態様で發動できる」といふだけのことでございますから、「これを」といふことを申し上げてゐるわけでございます。決して直ちにだめであつても場合によつてはいいといふような意味で申し上げたものではございません。

○福葉委員 そうですね、後のことは全部要らないじゃないですか。そうじゃないですか。いま真田さんはいないから。ぼくの先輩だし、どうもあれだけども、これは要らないじゃないですか。言ったのなら、これは何かの意味があるというふうにとれますよ。頭の中にそういうことがあったというふうにとれるのじゃないですか、それならばこのところは全部要らないのじゃないですか。「發動できるというだけのこと」で「ございます」、これだけでいいのじゃないですか。あとには要らないのじゃないですか。どうでしょう。

○角田(禮)政府委員 それは前に韓国との問題が取り上げられているので、それを言い直すということでは申しあげたつもりだと思います。つまり、水口委員の御質問が、一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談の中いわゆる韓国条項を引いての御質問であったものから、一般論として申しあげた上で、さらに韓国に対する脅威がわが国の自衛権擁護の要件にはなりませんということをも具体的事実即して申しあげたわけで、その辺はもう全く他意はございません。

○福葉委員 法制局は、全体としていまのところはそういうふうな解釈しているのでしょうか。そう解釈しなければ、この「直ちに」というのは意味があるのだというふうな解釈したら、あなたの方で後で大きな問題になるから、それ以上の答弁はできないでしょう。

私は、たとえはそういう質問をしているので、尾崎記念財団発行の「世界と議会」に法眼晋作氏の「日本の外交」という講演が載っているのです。ぼくは法眼さんの講演も聞きましたが、この人は外務官僚の中ではなかなかタカ派的な論理を持った人で、「たとえは、日本が集団的自衛権がないということを用いて、法制局がそう解釈しているのですが、しかし、安保条約を見てごらん下さい。日ソ共同宣言を見てごらん下さい。国際連合憲章をみてごらん下さい。どの国も個別的に、集団的に自衛をする固有の権利を持つ

ているということが書いてあります。それを日本の解釈は、集団的自衛権がないということを用いて守ることをやっておつていいけれども、それ以外にアメリカと協力しない、という建前で議論するわけですか。そんな独断的解釈が通るのでしょうか。ずつとやっているのですか。だから、法制局はそういうふうな解釈しているけれども、外務省としては、いま言ったような考へ方ではなくて、個別的にも集団的にも自衛する固有の権利を持つておるのだ、それが日ソ共同宣言にも安保条約にも国際連合憲章にも出てくるのだ、こういうふうな理解の仕方をしていくのじゃないですか。

現に、日ソ共同宣言の中でも安保条約にもそれが出てきますね。平和条約の五条(四)項、それから安保条約の前文にもそのことは書いてありますね。だから、日本は集団的自衛権がないのと同じだと言ひならば、いま言った平和条約の五条(四)項、あるいは安全保障条約の前文で、こういうふうなこともわざわざ書く必要はないのだし、日ソ共同宣言の中にそれをいれる必要もないということになるのじゃないでしょうか。

どうなんですか。外務省はこういう考へ方で言っているのじゃないですか。法制局はこうおっしゃったけれども、実際はそうじゃないのだということを言っているのじゃないですか。これに對しても私は言っているのですよ。そういうふうな質問しているのだけれども、あなたの方は全然答えないのだ。法眼さんに聞いてごらん下さい。外務省はそういう考へ方ですよ。

○角田(禮)政府委員 法眼さんのお話しになったものを私が直接コメントするのはいかにかと思ひますが、この「世界と議会」は私も詳細に読みましたけれども、まず第一に、国際法上の解釈だけをしておられるのだと思ひます。一言も、憲法のケの字も言っておられません。ところが、結論としては、憲法の議論に触れられないで、わが国が集団的自衛権を持っていないという解釈を法制局

がしているのはおかしい、こういうことを言っておられるので、そこに非常に議論が欠落していると思ひます。私も、国際法上集団的自衛権をわが国が主権国家として持っているというものは、絶えず申し上げていることで、その限りにおいては、少しも差異はないわけではございません。ところが、先ほど来申し上げているように、憲法があるわけではございません。その点についての論及が全然なくて、結論だけは法制局の解釈をおかしいと言っておられるので、そういう意味において、議論の仕方自体がすでに間違っているのじゃないかというふうな私どもは考へます。

それからもう一つ、外務省がこのような考へ方をとっているのじゃないかということについては、絶対にそのようなことはいないと私は申し上げたいと思ひます。と申しますのは、先ほど四十七年の参議院における水口委員と法制局とのいろいろな議論を御引用になったわけではございません。そのときには、外務省から高島政府委員が出ておりました。同じような趣旨で答弁しておりましたが、そういうことについては議論の差異は全然ございません。また、今回の答弁書の作成についても、当然のことながら外務省も入っておるわけではございません。そういう意味において、外務省が法眼さんと同じような考へ方をとっているというふうには私も思っておりません。

○福葉委員 あなたの答弁を聞いてみますと、こういう疑問がわくのですよ。なるほどね、しかし、国際法上、日本が主権国家として集団的自衛権を持つていて、これを言う場合、それは具体的にどういふ意味があるのですか、どういふときにそれが動くのですか。その点がよくわからぬな。

○角田(禮)政府委員 これは、たとえは日ソの条約とか安保条約で、一つの条約技術論としてはどういふことで高島政府委員が答弁しておられますけれども、日本は集団的自衛権を持たないというふうな書き方もできるかもしれませんということも言っています。しかし、それはあたかも、わざわざ

ソ連やアメリカに、私どもの国は集団的自衛権を持っていませんということを約束するということか、そういう意味で、独立国家として、主権国家としてそういう条約というものは恐らく書き方として非常に不適当である、そういうことで、ソ連との宣言でも、また安保条約でも、両方が確認をするということになっていくわけですか。その根源は、先ほど来申し上げているように国際連合憲章の五十一條にさかのぼることができるといふことですから、いわば独立の主権国家であるということの世界に宣明する、そういう意味では意味があると思ひます。しかし、実際に日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけでありまして、そういう意味では意味がない、こういうことになると思ひます。

○福葉委員 意味がないならば、日ソ共同宣言でも、平和条約でもあるいは安保条約の前文でも、そんなことを何も書かなければいいじゃないですか。日本にとつて意味がないならば書かなければいいんだよ。それをわざわざ書くところからまた疑問が起きてくるのじゃないですか。どうもぼくはよくわからぬですな。

○角田(禮)政府委員 いまその点をお答えしたつもりだったのですけれども、外国との条約で、私どもは集団的自衛権を国際法上も認めてもらいたくない、認められないような国であるということを外国に對して約束する、これは条約の書き方としていかにもおかしいのじゃないかと申してしまふ。むしろ、集団的自衛権というものは持っているのだ、国際法上は持っているのだ、しかし、わが国は憲法で、それは全然行使し得ませんよというところを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしていくという方が、どうも私は日本国の立場としていいのじゃないかという気がいたします。

○福葉委員 私の言うことを取り違えている。私はいま、国際法上集団的自衛権がないということを書けなんて言っているのじゃないですよ。実際上、日本はそんなものは行使できないのだ、あつても意味がないのだと言ひならば、そういうこと

